

天草市(熊本県)

(2006年8月31日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月27日	合併の方式：新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：102,907人(高齢化率 ⁽²⁾ 27.9%)	面積 ⁽³⁾ ：682.96k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：30人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,225人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：52,480,182千円		
うち、地方税7,234,151千円、地方交付税21,447,088千円		
合併特例債発行予定額 未定/同限度額51,586百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業17.0%、第二次産業22.7%、第三次産業60.3%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併時の数。(5)：2006年度当初予算。(8)：2004年度当初予算額。

※地図上の市町村名の『旧』は省略。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧本渡市	41,090人	22.3%	144.82k m ²	22人	358人	0.46	93.4%
旧牛深市	18,284人	29.0%	89.80k m ²	20人	216人	0.23	93.8%
旧有明町	6,378人	32.6%	59.64k m ²	10人	97人	0.19	89.7%
旧御所浦町	4,097人	30.7%	20.19k m ²	14人	89人	0.11	98.5%
旧倉岳町	3,861人	32.0%	25.59k m ²	14人	77人	0.14	88.4%
旧栖本町	3,011人	32.9%	32.87k m ²	10人	56人	0.14	93.4%
旧新和町	4,357人	31.4%	55.22k m ²	12人	74人	0.11	95.7%
旧五和町	10,717人	33.2%	50.07k m ²	12人	112人	0.21	93.2%
旧天草町	4,676人	34.2%	85.46k m ²	14人	77人	0.14	96.0%
旧河浦町	6,436人	33.5%	119.30k m ²	14人	112人	0.13	90.1%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑤財政状況>

地方分権への対応や、低迷する産業の振興、少子高齢化などのさまざまな課題に対応できる足腰の強い自治体を作るため。

(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、

⑨関係市町村間の信頼と信用の上で協議を行う>

<p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>合併協議にあたっての申し合わせ事項（9項目）を作成するなど、関係市町間の信用と信頼の上で協議を進めることを重視した。</p>
<p>（3）中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、④地域団体・経済団体など></p>
<p><合併推進の具体的な活動></p> <p>地元の経済団体などが任意の協議会を結成して要望活動を行ったり、地域づくり団体がシンポジウムを開催したりするなど、合併を推進するための民間レベルの活動が行なわれた。</p>

4. 合併協議

<p>（1）今回の合併以前における合併協議の経緯</p> <p>2000年度に天草地域2市13町の市町長会で合併協議を開始。2001年4月に、2市9町の枠と4町の枠それぞれで任意協議会を立ち上げ。翌年4月に天草2市9町合併協議会（法定協議会）を設置。同年9月、1町が離脱することとなり、2市8町で協議を進めることを確認（名称を天草合併協議会に変更）。しかし、2004年3月に関係市町間の不信感を理由に<u>協議会を解散</u>した。</p> <p>その後、市町合併についての協議を進め、結果的には、同年6月に<u>同じ市町</u>で再度、任意協議会、<u>天草合併協議会（法定協議会）</u>を設置した。なお、新たに設置した協議会の構成市町が解散した前協議会と同じとなったことから、新協議会での各協定項目については、前協議会で承認・決定している項目については基本的に引継ぎ、未決定のものについてを新協議会で協議を行なったところである。</p>					
<p>（2）合併関係市町村以外の市町村との合併協議</p> <p>合併関係市町村以外の市町村との協議状況は上記のとおり。現在、他市町との新たな合併協議は行っていない。</p>					
<p>（3）合併関係市町村の従前のつながり</p> <p>②郡の構成市町村の一部、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、⑦広域市町村圏の構成市町村、⑩生活圏が一致</p>					
<p>（4）合併の端緒</p> <p>1994年～1995年、熊本県地方課において、市町村合併に関する調査研究事業を実施し、その成果が報告書としてまとめられた。</p>					
<p>（5）任意の合併協議会（設置期間【旧協議会前】2001年4月1日～2002年3月31日） 【新協議会前】2004年6月23日～2004年7月19日）</p> <table border="1"> <tr> <td>構成メンバー</td> <td> <p>【旧協議会前】首長、議員各1名 計22名</p> <p>【新協議会前】首長、議員各1名 計20名</p> </td> </tr> <tr> <td>運営上の工夫</td> <td>特になし。</td> </tr> </table>		構成メンバー	<p>【旧協議会前】首長、議員各1名 計22名</p> <p>【新協議会前】首長、議員各1名 計20名</p>	運営上の工夫	特になし。
構成メンバー	<p>【旧協議会前】首長、議員各1名 計22名</p> <p>【新協議会前】首長、議員各1名 計20名</p>				
運営上の工夫	特になし。				
<p>（6）法定協議会（設置期間【旧協議会】2002年4月1日～2004年3月31日） 【新協議会】2004年7月20日～2006年3月26日）</p> <table border="1"> <tr> <td>住民発議等</td> <td>有（<u>直接請求</u>（一般市民が中心）・住民発議）・無</td> </tr> <tr> <td>構成メンバー</td> <td> <p>【旧協議会】首長、議員各1名、都道府県職員2名、学識委員11名 計35名</p> <p>【旧協議会（1町離脱後）】首長、議員各1名、都道府県職員2名、学識委員13名 計35名</p> </td> </tr> </table>		住民発議等	有（ <u>直接請求</u> （一般市民が中心）・住民発議）・無	構成メンバー	<p>【旧協議会】首長、議員各1名、都道府県職員2名、学識委員11名 計35名</p> <p>【旧協議会（1町離脱後）】首長、議員各1名、都道府県職員2名、学識委員13名 計35名</p>
住民発議等	有（ <u>直接請求</u> （一般市民が中心）・住民発議）・無				
構成メンバー	<p>【旧協議会】首長、議員各1名、都道府県職員2名、学識委員11名 計35名</p> <p>【旧協議会（1町離脱後）】首長、議員各1名、都道府県職員2名、学識委員13名 計35名</p>				

	【新協議会】首長、議員各1名、都道府県職員1名、学識委員11名 計34名																																										
運営上の工夫	女性の視点、意見を合併協議に取り組むため、学識委員に女性委員を別枠で選任した。																																										
(7) 基本5項目 (①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)																																											
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>新協議会設置前に、構成市町が合併時に持ち寄る基金の額を標準財政規模の20%とする申し合わせを行い、協議を行っている。</p>																																											
<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【旧協議会】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議開始:</td> <td>02年5月</td> <td>02年9月</td> <td>02年9月</td> <td>02年9月</td> <td>02年12月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>02年5月</td> <td>02年10月</td> <td>02年9月</td> <td>02年9月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>【新協議会】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議開始:</td> <td>04年8月</td> <td>04年8月</td> <td>04年8月</td> <td>04年8月</td> <td>04年9月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>04年8月</td> <td>04年8月</td> <td>04年8月</td> <td>04年8月</td> <td>04年9月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	【旧協議会】						協議開始:	02年5月	02年9月	02年9月	02年9月	02年12月	合意:	02年5月	02年10月	02年9月	02年9月	—	【新協議会】						協議開始:	04年8月	04年8月	04年8月	04年8月	04年9月	合意:	04年8月	04年8月	04年8月	04年8月	04年9月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)																																						
【旧協議会】																																											
協議開始:	02年5月	02年9月	02年9月	02年9月	02年12月																																						
合意:	02年5月	02年10月	02年9月	02年9月	—																																						
【新協議会】																																											
協議開始:	04年8月	04年8月	04年8月	04年8月	04年9月																																						
合意:	04年8月	04年8月	04年8月	04年8月	04年9月																																						
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>基本5項目の中で、特に難航したという項目はない。</p>																																											
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>構成市町が対等の立場で話し合いのテーブルに付き、協議を行って新市を築いていくため。</p>																																											
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>【新協議会】①市町合併特例法の特例措置適用期間内②合併準備期間の確保(新市の電算システム稼働準備等)③通常業務の支障が最小限に抑えられる土、日曜日に準備を行い、月曜日にスタートできるなど。</p>																																											
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続:協議会で提案し、構成市町で住民の意見等を伺い、再度協議会にてその結果を報告し、決定された。なお、構成市町では、住民のアンケートをとったり、行政自治会長や各種団体等の意見を伺ったりして決定している。</p> <p>選定理由:天草という名称は、構成市町を包括的に総称する名称で歴史的な背景があり、地域の内外に広く周知され、住民にも親しまれている名称であるということから、選定された。</p>																																											
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>構成市町で最も大きく、地域の中心都市となっている市役所を新市の事務所とすることで決定。しかし、既存施設のみでは手狭となるため、未利用となっていた県の施設を借り上げ、改修して庁舎別館として使用することとした。なお、庁舎別館には、教育、経済、建設部門を配置している。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>新市の支所とした。</p>																																											
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし。</p>																																											

(8) 新市建設計画

計画の期間：10ヶ年

理由 合併特例法の財政措置期間が10年間となっていることから、その期間内に新市建設を終えることが望ましいという判断による。

<策定に当たっての工夫>

住民の意見を反映させるため、住民によるワークショップを開催している。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

特になし。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

地域内に潜在している自然や豊かな農林水産物、歴史・文化、人々の英知などのかけがえない素晴らしい宝（地域資源）に磨きをかけ、新たな産業を創出していこうという“日本の宝島天草の創造”を理念としている。つまり、新しいものを外部から持ってくるのではなく、潜在している資源を再発見し、活用していくことで新市を建設していくこととしている。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容>

基本構想、基本計画は特に盛り込んでいない。ただし、実施計画に掲載事業については、継続、新規分も含め、各種の事業を盛り込んでいる。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	59,439	47,204	45,413	41,613
地方税	7,281(12.2)	7,176(15.2)	7,253(16.0)	7,206(17.3)
地方交付税	23,987(40.4)	22,467(47.6)	21,130(46.5)	18,678(44.9)
歳出合計	58,038	47,204	45,413	41,613
人件費	11,738(20.2)	10,256(21.7)	9,314(20.5)	8,214(19.7)
(参考:一般職員数)	(1,268人)	(1,238人)	(1,046人)	(864人)
公債費	8,119(14.0)	7,977(16.9)	7,193(15.8)	6,034(14.5)
普通建設事業費	12,706(21.9)	5,310(11.2)	5,310(11.7)	5,310(12.8)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等は行っていない。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布（【旧協議会】全15号、【新協議会】全15号
配布方法：行政自治会長を通じて全戸配付）
- ・住民説明会の開催（旧・新協議会時において、構成市町それぞれで住民説明会を開催している。また、新協議会を設置する前には、構成市町長全員と住民（約800人）との意見交換会（シンポジウム）を開催している。（なお、住民説明会の延べ回数、述べ参加人数についての正確な情報は把握していない。）
- ・HPの開設（2003年6月開設、月1回定期更新、アクセス数不明）
- ・その他（新市のビジョン、新市建設計画（制度変更の主な事項も合わせて掲載）、くらしの便利帳（合併後の各種制度の紹介、手続き方法等を掲載）を全戸に配付している。）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

実施していない。

(12) 都道府県からの支援	
財政支援： 熊本県市町村合併特別交付金（総額 13 億円）。 市町村合併推進体制推進整備費補助金（総額 8.7 億円）。 人的支援： 合併協議会事務局員に熊本県職員 1 名の派遣。 合併協議会委員として熊本県市町村課長（途中委員を辞退）、県天草地域振興局長が参画。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	525 千円
委託内容	例規整備に関する業務。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	合併協議を行う理由の一つに、国の三位一体の改革や地域経済の低迷に伴う地方自治体の財政環境の変化に対応するということが掲げられることから、特例は適用しないこととなった。なお、協議会に議会・議員に関する小委員会を設置して意見を取りまとめている。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2006 年 9 月 30 日まで特例措置を適用）・無
その理由	①合併後の事務処理等の体制整備期間がとれること②なるだけ早く新選挙委員での体制を整えることができる③2006 年 3 月 31 日確定の選挙人名簿で選挙を行なうことができるということから適用した。新市に 1 の農業委員会を置き、合併前に選挙による委員であった者のうち 40 人は、合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、2006 年 9 月 30 日まで新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
(3) 三役	
旧本渡市	市長は新市の市長、助役、収入役は退職。
旧牛深市	市長、助役、収入役は退職。
旧有明町	町長、助役、収入役は退職。
旧御所浦町	町長は退職、助役は不在、収入役は退職。
旧倉岳町	町長は退職、助役は不在、収入役は退職。
旧栖本町	町長は退職、助役は不在、収入役は退職。
旧新和町	町長は退職、助役、収入役は不在。
旧五和町	町長、助役は退職、収入役は不在。
旧天草町	町長は新市の市議会議員、助役、収入役は退職。
旧河浦町	町長は新市の市議会議員、助役は不在、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減> 現在 1,225 名を、10 年で 850 名に削減。（ただし、普通会計職員数） <新規採用の抑制> 退職者数の半数程度を採用予定。
給与の調整	<給料表の統一> 職種に応じた給料表への改定。

	技能労務職については、合併前の適用に応じ、国公行政職給料表（一）を基とした独自表と、国公行政職給料表（二）を適用。																					
役職の調整	旧本渡市（構成市町のうち人口が最大の市）の級別職務分類表を基に、新しく級別職務分類表を作成し、旧市町の役職にとられることなく、合併時の号級と在職年数を基礎として調整した。																					
（５）組織・機構の整備方法																						
合併と同時に、部・課とも完全に統合。																						
（６）関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法																						
旧牛深市	支所４ヶ所は、引き続き出張所として設置している。																					
旧有明町	支所７ヶ所は、引き続き出張所として設置している。																					
旧御所浦町	支所１ヶ所は、引き続き出張所として設置している。																					
旧倉岳町	支所２ヶ所は、引き続き出張所として設置している。																					
旧新和町	支所２ヶ所は、引き続き出張所として設置している。																					
旧五和町	支所３ヶ所は、引き続き出張所として設置している。																					
旧天草町	支所３ヶ所は、引き続き出張所として設置している。																					
旧河浦町	支所３ヶ所は、引き続き出張所として設置している。																					
（７）地域審議会等																						
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無																					
その理由	地域住民の声を合併後の市政運営に反映させるとともに、新市の地域性を考慮し、地域審議会の役割や機能を包含し、地域住民自らが新市のまちづくりに主体的に取り組むことができる組織として、旧市町単位にまちづくり協議会を、小学校区単位（概ね）に地区振興会を設置している。																					
（８）市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法																						
該当なし。																						
（９）上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）																						
上水道料金	特になし。																					
下水道料金	特になし。																					
（１０）上下水道以外の使用料等（調整方針：負担の公平の原則から、施設の維持管理費等の経費と財源の関係について検討し定める）																						
例外措置	特になし。																					
（１１）国民健康保険事業の調整（調整方針：税率は 2006 年度から統一するが、賦課等に差異がある場合に限り、不均一課税を実施することができることとしている）																						
賦課徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て保険税 ・ 一部の構成市町において他の税目と合わせ集合徴収（10 期）としていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て保険税 ・ 6 月から 1 月までの 8 期とした。 																				
所得割	<table border="0"> <tr> <td>旧本渡市</td><td>6.70%</td> <td>旧栖本町</td><td>8.40%</td> </tr> <tr> <td>旧牛深市</td><td>8.50%</td> <td>旧新和町</td><td>8.10%</td> </tr> <tr> <td>旧有明町</td><td>7.65%</td> <td>旧五和町</td><td>6.80%</td> </tr> <tr> <td>旧御所浦町</td><td>9.50%</td> <td>旧天草町</td><td>9.76%</td> </tr> <tr> <td>旧倉岳町</td><td>10.67%</td> <td>旧河浦町</td><td>8.60%</td> </tr> </table>	旧本渡市	6.70%	旧栖本町	8.40%	旧牛深市	8.50%	旧新和町	8.10%	旧有明町	7.65%	旧五和町	6.80%	旧御所浦町	9.50%	旧天草町	9.76%	旧倉岳町	10.67%	旧河浦町	8.60%	8.6%に統一。
旧本渡市	6.70%	旧栖本町	8.40%																			
旧牛深市	8.50%	旧新和町	8.10%																			
旧有明町	7.65%	旧五和町	6.80%																			
旧御所浦町	9.50%	旧天草町	9.76%																			
旧倉岳町	10.67%	旧河浦町	8.60%																			

資産割	旧本渡市 30.00%	旧栖本町 45.00%	39.00%に統一。
	旧牛深市 54.00%	旧新和町 41.00%	
	旧有明町 37.00%	旧五和町 42.00%	
旧御所浦町 55.00%	旧天草町 28.07%		
旧倉岳町 49.41%	旧河浦町 40.50%		
均等割	旧本渡市 26,000円	旧栖本町 23,000円	24,000円に統一。
	旧牛深市 20,300円	旧新和町 20,000円	
	旧有明町 25,000円	旧五和町 20,500円	
	旧御所浦町 22,000円	旧天草町 20,000円	
	旧倉岳町 28,000円	旧河浦町 19,500円	
平等割	旧本渡市 23,000円	旧栖本町 22,000円	22,000円に統一。
	旧牛深市 23,500円	旧新和町 21,500円	
	旧有明町 25,000円	旧五和町 27,000円	
	旧御所浦町 25,000円	旧天草町 27,000円	
	旧倉岳町 29,200円	旧河浦町 16,400円	
(12) 介護保険事業 (調整方針：保険料の額は統一する)			
第1号被保険者の月額基準保険料	旧本渡市 3,300円	旧栖本町 3,180円	必要な介護サービスの総費用等の見込み額を試算し、算出した保険料で統一を行なった。
	旧牛深市 3,100円	旧新和町 3,958円	
	旧有明町 3,875円	旧五和町 3,892円	
	旧御所浦町 3,450円	旧天草町 3,558円	
	旧倉岳町 3,117円	旧河浦町 3,880円	
(13) 電算システムの取扱い (システムごとに、統一、新規構築を行った)			
整備方法	住民基本台帳システムは、10市町の内2町が違っていたために、残りの8市町のシステムへ統合を行なった。なお、財務会計システムについては、新規システムを構築した。		
(14) 町・字の名称・区域			
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無		
変更した場合、その内容と理由	大字の名称を省略する。一部においては字の名称を変更している。		

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：28,016百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中 (2006年6月市議会定例会に策定審議会設置条例を提案。今年度末または次年度までに策定し、議会の議決を経る予定。)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定 (2006・2007年度)
(3) 合併による効果	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>天草市は、天草上・下島からなり、歴史、文化、経済、政治面においても、島としての一体的なまとまりの中で、これまでも広域的な視点に立ったまちづくりを行ってきた。しかしながら、行政区域が分かれていたため、事業の実施にあたっては個々の施策が行われ</p>	

てきたため、非効率・非効果的な事業の実施が止むを得ない状況となっていた。しかし、市町合併により一つの行政が事業を行うこととなることから、より、広域的視点に立ったまちづくりの施策展開が可能となる。

<⑤行財政の効率化>

構成市町の人口は3千人から1万人までが8町、2万人弱が1市、4万人程度が1市であり、小規模市町がそれぞれの一定の行政を行なってきた。つまり、同じ事業や業務を10の市町ごとに分かれて零細に行うという、非常に効率の悪い行政を行なってきたことである。市町合併によって一つの市として事業や業務を行なうことによって、効率かつ効果的な行政を運営することができることとなる。

<⑥地域のイメージアップ>

「天草」という名称は、天草・島原の乱によって、全国的にも知られている名称である。しかし、天草は地域の総称であるということから、観光施策等では個々の市町名を用いた事業の展開を行なってきたところである。今回の市町合併により、地域の総称がそのまま市の名称「天草市」になり、また、地域が一体となった事業の展開が図られるということから、地域のイメージアップによる地域振興が可能となる。

(4) 合併による問題点と解決策

<②中心部と周辺部の格差が増大する>

市域が広大となるため、中心部と周辺地域の格差が増大することが懸念されたため、まちづくり協議会を旧市町単位に、地区振興会を小学校区単位に設置し、住民主導によるまちづくりを推進している。地域の歴史や文化、産業などの特性を活かした、独自のまちづくりを行なうことで、地域に誇りと自信を持っていただき、地域の活性化を図っていくこととしている。

<⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する>

広域化することで、これまでの小規模な市町で行なってきた行政サービスができなくなるという懸念があるが、本来、行政が行なうべきサービスを検証し、地域で行なうべきものは地区振興会等で取り組んでいただくようにしている。一方で、これまで職員1人が何役でも業務を担っていたが、合併後はより専門的な知識を持って業務を行うことができるなど、広く浅い行政サービスから、重点的で深い行政サービスに展開していくことで、行政サービス水準を維持、向上させていくこととしている。

<①役場が遠くなり不便になる>

役場が遠くなるということについては、旧市町役場は支所に、旧支所は出張所にそのまま残すことで、不便さを解消することとしている。また、職員は地域のコーディネータであるという意識改革を図り、職員が地域活動等に率先して関わっていくことで、住民と市役所がより身近に感じられるよう取り組みを行っていく。

(5) 残された課題

国の三位一体の改革等により地方交付税等が減額されるなど、地方の財政は非常に厳しい状況にある。より強力な行財政改革を推し進めていかなければならない。

また、低迷する地域経済、過疎化等から脱却するためにも、観光施策を始めとする、市町合併による効果を十分に活かした各種産業の振興を図っていかなければならない。